| | |
|---|---|
| 項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九 | |
| （略） | （略） |

**別表第二**（第五条及び第六条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二、第十九条の三十五の四第三項及び第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九 |
| （略） | （略） |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 | 第十二条の二の十九第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）、第十二条の十七の八 |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九 | |
| （略） | （略） |

**別表第二**（第五条及び第六条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 第九条の二十、第十六条第二項、第十七条の四第二項、第十九条の二十一の二、第十九条の三十五の四第三項及び第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九 |
| （略） | （略） |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 | 第十二条の二の十九第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。） |
| （略） | （略） |

**附　則**

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中第十二条の十七の五の三の改正規定及び第二条の改正規定　令和七年八月一日

二　第一条中第十一条の三及び第十二条の十四の十六の改正規定並びに第三条の改正規定（「第十九条の二十一の二」を「第十九条の二十一の二、第十九条の二十二」に改める部分を除く。）　令和七年十月一日